

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業

対象の障がい福祉サービス事業所へ定期的に通所する障がい者の費用負担軽減を図ることを目的に、通所交通費の一部を助成します。

事業概要について

● 対象の障がい福祉サービス事業所・施設

- ・生活介護事業所
- ・自立訓練事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・地域活動生活支援センターⅢ型



● 対象者の要件

新潟市に住所を有し、かつ、新潟市に生活の拠があり、
対象事業所へ 「月5日以上」 通所する障がい者

● 助成額

(1) 公共交通機関等を利用する場合

1か月定期券相当額と月の通所日数分の運賃額を比較
低廉となる額を基準額とし、2分の1の額を助成。



基準額上限は55,000円、助成対象となる月あたりの通所
上限日数は22日。

(2) 交通用具（自動車等）を利用する場合

規定の基準額（距離に応じた金額）の2分の1の額を助成。

基準額上限は31,600円、助成対象となる月あたりの通所
上限日数は22日。

※全額助成ではありませんのでご注意ください！！

※原則、片道2kmに満たない場合は助成対象外です。

● 支払月

7月・10月・1月・4月に前3か月分を支払います。

手続きについて

通所費の助成を受けるためには、下記のとおり、申請手続きが必要です。ご不明な点等はお問合せ先へご連絡ください。

●助成申請者

事業所が所在する（※1）【区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当】に、郵送、または窓口にて下記書類を支払月前月までにご提出ください。要綱第8条の規定により、事業所の長へ委任する場合、事業所の長は、下記書類に加えて、「委任状（参考様式2）」をご提出ください。

	提出書類	備考
1	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成申請書 (別記様式第1号(第7条関係))	事業所等の長による証明 が必要
2	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成 振込口座 (参考様式1)	個人口座への振込の場合 に必要

※1：事業所所在地が市外の場合は、利用者の居住区の区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当へご提出ください。

●助成対象者が通所する事業所の長

助成対象者が通所する事業所の長は、**事業所が所在する（※1）【区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当】に、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）**より、下記書類をご提出ください。

	提出書類	備考
1	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届（参考様式3）	新規登録・変更・廃止の場合に提出
2	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者通所日数報告書チェック表（参考様式4）	
3	新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者通所日数報告書（別記様式第5号(第7条関係)）	支払月の10日までに提出
4	助成対象者の一覧表（各区役所健康福祉課障がい福祉係から事前送付があった事業所のみ）	

お問合せ先 電話番号

●申請手続きに関するここと

各区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当（直通番号）

【北区役所】 025-387-1305 【東区役所】 025-250-2310

【中央区役所】 025-223-7207 【江南区役所】 025-382-4396

【秋葉区役所】 0250-25-5682 【南区役所】 025-372-6304

【西区役所】 025-264-7310 【西蒲区役所】 0256-72-8358

●制度に関するここと

新潟市役所 福祉部障がい福祉課 就労支援係
TEL：025-226-1249 / FAX：025-223-1500

